

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	森之宮工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	10,951,500	平成24年4月11日	-	契約の性質または目的による場合	
2	西淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	39,900,000	平成24年4月11日	-	契約の性質または目的による場合	
3	住之江工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	21,262,500	平成24年4月13日	-	契約の性質または目的による場合	
4	住之江工場1号ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	6,090,000	平成24年4月25日	-	緊急の必要による場合	
5	舞洲工場焼却・破砕設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	314,790,000	平成24年5月11日	-	契約の性質または目的による場合	
6	住之江工場蒸気タービン復水器緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	10,027,500	平成24年5月11日	-	緊急の必要による場合	
7	大阪市中央卸売市場南港市場仲卸冷凍機CR204-1補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株) ダイキンアプライドシステムズ	1,785,000	平成24年5月11日	-	契約の性質または目的による場合	
8	津守下水処理場第2濃縮槽汚泥ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	3,622,500	平成24年5月15日	-	契約の性質または目的による場合	
9	平野下水処理場No.1送受泥槽No.1かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 鶴見製作所	4,620,000	平成24年5月16日	-	契約の性質または目的による場合	
10	鶴見工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	25,830,000	平成24年5月16日	-	契約の性質または目的による場合	
11	柴島浄水場水質計器点検整備修繕(その2)外	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	8,820,000	平成24年5月21日	-	契約の性質または目的による場合	
12	平野下水処理場汚泥濃縮前処理設備沈砂分離装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	10,500,000	平成24年5月21日	-	契約の性質または目的による場合	
13	海老江下水処理場送受泥槽かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ラサ商事(株)	2,625,000	平成24年5月29日	-	契約の性質または目的による場合	
14	北港加圧ポンプ場加圧ポンプ設備改良に伴う既設設備改造工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) 日立製作所	36,330,000	平成24年5月30日	-	契約の性質または目的による場合	
15	北野抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 東芝	446,250,000	平成24年5月31日	-	契約の性質または目的による場合	
16	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機・日揮 特定建設工事共同企業体	533,400,000	平成24年6月4日	-	契約の性質または目的による場合	
17	海老江下水処理場第1沈澄池No. 1返送汚泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	1,995,000	平成24年6月4日	-	契約の性質または目的による場合	
18	舞洲工場クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) 福島製作所	7,455,000	平成24年6月4日	-	契約の性質または目的による場合	
19	大正工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	3,780,000	平成24年6月5日	-	契約の性質または目的による場合	



# 随意契約理由書

1 案件名称

森之宮工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や有害ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部森之宮工場(電話番号06-6967-3131)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん器など設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

## 随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場 1号ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。

本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した(株)タクマ以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

### 2 契約相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

当工場の焼却・破碎設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却・破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備並びに破碎機などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

1 案件名称：住之江工場蒸気タービン復水器緊急補修工事

2 契約の相手方：(株) タクマ

3 随意契約理由：本工事は、当該焼却工場の蒸気タービン設備の復水器冷却水管が破孔し、蒸気タービンの運転が不可能な状況となったため緊急的に補修を行うものである。

本設備は、焼却炉のボイラーより発生する蒸気を利用して発電するためのものであり、蒸気タービンが停止していると焼却炉2炉分の蒸気を処理することができず、焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。

当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の蒸気タービン設備の停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した(株) タクマ以外にはない。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署：環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 仲卸冷凍機CR204-1補修工事

### 2 契約の相手方

(株)ダイキンアプライドシステムズ

### 3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫の冷凍機の部品取替と、部品取替に伴う冷凍機、ユニットクーラの発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり施工できるのは同社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場第2濃縮槽汚泥ポンプ設備修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う第2濃縮槽汚泥ポンプ設備は、下水処理場内の濃縮槽で発生する濃縮汚泥を汚泥混合槽へ移送するための設備であるが、長年の運転により回転部分等が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。  
本設備は、兵神装備㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
以上のことから、本修繕ができる業者は、兵神装備㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号06-6561-0160）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場No. 1送受泥槽No. 1かくはん機修繕

2 契約の相手方

(株) 鶴見製作所

3 随意契約理由

今回修繕するかくはん機は、送受泥槽内の汚泥をかくはんする設備であるが、モーターの絶縁不良等により、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕するかくはん機は、(株) 鶴見製作所が設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、必要となる取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間整備工事

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その2）外

### 2 契約の相手方

メタウォーター(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場水質計器室等に設置している原水有毒物質監視装置の保守点検を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

富士電機システムズ(株)は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され事業継承されていることから、本修繕を適切に施工することができるのはメタウォーター(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥濃縮前処理設備沈砂分離装置修繕

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する沈砂分離装置は、沈殿池汚泥に含まれている砂分を分離除去するための設備であるが、コーンセクション等に摩耗損傷が生じており、運転に支障を来しているため修繕を行うものである。

今回修繕する沈砂分離装置は、J F Eエンジニアリング (株) が設計制作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、必要となる取替部品も他社で制作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称            海老江下水処理場 送受泥槽かくはん機修繕

2 契 約 相 手 方        ラサ商事(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する送受泥槽かくはん機は、消化汚泥を此花下水処理場へ送泥する送受泥槽内の汚泥の均一化及び沈降防止用の設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚泥が浸入し、かくはん機を運転する事が出来ず、送受泥槽に消化汚泥中の砂が堆積した際には、送泥する事が出来なくなり下水処理場の処理機能が停止するおそれがある。

本設備はフリクト日本(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やプロペラとドラフトリングとのクリアランス調整など、製作会社の保有する調整技術が必要であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されているラサ商事(株)のみである。

### 4 根 拠 法 令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

### 5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北港加圧ポンプ場 加圧ポンプ設備改良に伴う既設設備改造工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、北港加圧ポンプ場加圧ポンプ設備改良に伴う既設高圧及び低圧配電設備の改造を行うものである。

既設高圧及び低圧配電設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したハードウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構造及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではハードウェアの改造を安全かつ確実に行うことができない。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を実施できる業者は(株) 日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

1 工事名称： 北野抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： (株) 東芝

3 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場から北野抽水所、出入橋抽水所及び天満堀川抽水所を遠方監視操作するために、北野抽水所外2か所の既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社で製作していないため、本機能追加設備工事を施工できるのは、(株)東芝のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由：

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 第1沈澄池 No.1 返送汚泥ポンプ修繕

2 契約相手方 新明和アクアテクサービス(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する返送汚泥ポンプは、海老江下水処理場第1沈澄池で沈降した汚泥を再曝気槽に返送するための設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚泥が浸入し、返送汚泥ポンプを運転する事が出来ず、沈澄池内に返送汚泥が滞留した際には、沈澄池溢流水から活性汚泥が流出し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本設備は新明和工業(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やインペラリングとライナリングのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

### 3 随意契約理由

#### (1) 業者選定理由

本工事は、当該焼却工場クレーンバケットの整備を行うものである。

本クレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外は、当該設備に対する技術面の対応が不可能であること、また、整備後の設備全般の性能、作動状態について保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場 (電話番号 06-6553-0464)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 随意契約理由

#### (1) 業者選定理由

本工事は、当該焼却工場クレーン設備の整備を行うものである。

本クレーンは、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要である。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外は、当該設備に対する技術面の対応が不可能であること、また、整備後の設備全般の性能、作動状態について保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 舞洲工場（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

梅田駅火災に伴うエスカレーター5号機修理工事

### 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

### 3 随意契約理由

本件は、平成24年2月22日に発生した火災により使用できなくなった、当該駅設置のエスカレーター5号機の修理を行うものである。

健全度の調査を行った結果、エスカレータートラスが再用可能であることが判明した。

本エスカレーターは、上りホーム階と改札階を結ぶエスカレーターであることから利用者が多く、お客様の利便のためには早急に復旧を行う必要がある。

エスカレーターはメーカー固有の設計思想に基づいて設計されており、既設のエスカレータートラスを再用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠であることから、製造者が更新を行う事により、本工事に対して一貫した責任を持たせる事ができる。

以上のことから、本エスカレーターの製作者であり、施工条件（能力）を満たす唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道技術本部工務部建築課（設備企画）

（電話番号 06-6585-6772）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その3）外
- 2 契約の相手方  
向洋電機(株)
- 3 随意契約理由  
本点検整備修繕は、各浄水場等に設置している水質計器の点検整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。  
当該水質計器は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕による部品の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該水質計器の点検整備修繕は横河電機(株)から向洋電機(株)に移管されているため、本点検整備修繕ができる業者は向洋電機(株)のみである。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号
- 5 担当部署  
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場遠心脱水機用汚泥破碎機修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ（株）

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥破碎機は、遠心脱水機に供給する汚泥に含まれる夾雑物を破碎するものであるが、切刃等の破碎部品の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

今回修繕する破碎機は、古河産機システムズ（株）が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は古河産機システムズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場 東池急速ろ過池電気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回に修繕する平野下水処理場 東池急速ろ過池電気設備は、平野下水処理場水処理施設の運転に重要な役割を持つ監視・計装設備であるが、長期の使用により著しく機能が低下し、日常の運転監視業務に支障をきたしているので修繕を行うものである。

本設備の監視設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作したもので、修繕に当たっては、電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要があり、取替部品の大部分も他社では製造していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕はできない。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場東池No. 2沈澄池汚泥かき寄せ機用減速機修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥かき寄せ機用減速機は、沈澄池に堆積する汚泥をかき寄せる設備であるが、歯車及び軸等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

今回修繕する汚泥かき寄せ機用減速機は、(株)クボタが設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、取替部品についても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)クボタより保守点検整備業務を移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場乾燥式汚泥濃度計修繕

2 契約の相手方

水 ing(株)

3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場乾燥式汚泥濃度計は、汚泥処理設備の運転・監視に必要な設備であるが、老朽化により著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持させるため整備を行うものである。

本設備は、水 ing(株)が設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である水 ing(株)のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

今福下水処理場外1か所揚砂ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

(株)相互ポンプ製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、今福下水処理場と中浜下水処理場に除砂設備として設置されている揚砂ポンプが、長時間の運転で各部摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は(株)相互ポンプ製作所が設計製作したものであり、軸封装置などの部品取替について、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である、(株)相互ポンプ製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

住之江下水処理場第1ポンプ棟汚水ポンプ用給水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

### 3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場の第1ポンプ棟汚水ポンプ用給水ポンプは主ポンプのグランド部の封水等に使用するもので、主ポンプ運転に必要な補機であるが、長年の運転による水中モータ等の磨耗、損傷により、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

本ポンプは、(株)日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立プラントテクノロジーのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称 海老江下水処理場 第3汚泥処理棟機械濃縮機修繕

2 契約相手方 クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回修復する機械濃縮機は、海老江下水処理場及び此花下水処理場の余剰汚泥を減量するための設備であるが、ステンレスベルトおよび減速機等の摩耗損傷が著しく、損傷したステンレスベルトが破断し、余剰汚泥を濃縮することが出来ず、消化槽へ投入する汚泥が急激に増量し消化が出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が低下し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本機械濃縮機は、(株)クボタが設計製作したもので、修繕にあたっては、ステンレスベルトの組付精度や減速機の据付許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、メンテナンスを移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)